

年々深刻に？「公共交通」を考える（2）

「わかつく」第179号では、和歌山市でも交通不便地域が少なからず存在していること、この四半世紀で公共交通機関の利用者が大幅に少なくなっていることなどをご紹介しました。

今回は、1月21日に紀の川市で開催された公共交通活性化シンポジウムから、行政や交通事業者等の声をご紹介します。

「乗って残そう」になる前に

1月21日に紀の川市粉河ふるさとセンターで、「地域公共交通活性化シンポジウムin紀の川市」が開催され、近畿大学経営学部の高橋教授のほか、紀の川市行政、鉄道・バス事業者、NPO等の代表者が登壇し、様々な示唆的な発言がありましたので、いくつかご紹介いたします。

紀の川市では「地域公共交通網形成計画」を策定することになっていて、地域の公共交通の現状調査や住民ニーズに基づいた計画づくりが進められようとしています。これに向けた機運を醸成するシンポジウムで、そのなかでたびたび出てき

【交通事業者（鉄道・バス・タクシー）の悩み】
・鉄道は設備整備が自前
・就業人口減少にともない乗務員が不足気味
・不採算地区からの撤退を余儀なくされる
・そもそも移動の選択肢に含まれづらい …など



【行政機関の悩み】
・できるだけ多くの住民に移動機会を提供したいが予算に限りがある
・コミュニティバスなどを走らせても十分な利用が得られない
・交通に専従できる職員が確保できない …など

◆「乗って残そう」ではなく「乗らないとなくなる公共交通」へ
◆行政・事業者・住民等が連携して交通のあり方を考える時代へ



【住民の悩み】
・身近に鉄道駅・バス停・タクシーがない
・乗り方や制度がわからない
・身体が不自由になると移動が困難
・各種施設が分散して立地している …など



たキーワードが「公共交通があつて当たり前ではなく、乗らないとなくなる」意識を持つこと、「乗って残そう」という状態になる前に、どれだけ行政と事業者・住民等が連携できるかが大事、ということ、などです。

一方、紀の川市の市域は非常に広く、地域巡回バスを走らせるだけで多くの集落を結んで運行させるにはどうして増やすわけにはいきません。増便を望む住民の声もありますが、対応できない事態となっています。

事業者の立場から

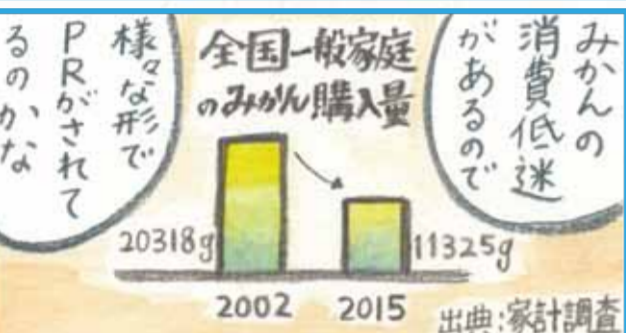
JR西日本和歌山支社の伊藤支社長からは、紀の川市を走るJR和歌山線の乗客数は、旧国鉄が赤字路線等のバス転換を検討する基準として定めた水準に徐々に近づいていることから、沿線自治体や高校、各種団体などと連携して利用促進を図る「ワカカツ」というプロジェクトを開始したことが報告されました。「JR西日本全体は黒字だから和歌山線は安心」とは限らず、紀の川市が提唱する「乗らないと（公共交通は）なくなる」という意識は非常に大切だ」と指摘。かつて貴志川線の廃線問題が出たときでも南海電鉄全体が赤字というわけではなかったこと、また同じく会社全体では黒字のJR九州も赤字区間の大幅減便を余儀なくされている例などが紹介されました。

行政が主導しながら

近畿運輸局和歌山支局の北寺支局長からは、地域公共交通活性化再生法、交通政策基本法において、自治体が主体的な役割を担うことになっていることから、「民間でできることは民間に、行政ができることは行政が担う」ことを含め、住民への理解を求めながら行政と民間事業者、住民の適切な役割分担をおこなうことが大事であることから、今後の地域内の協議への期待が示されました。

和歌山バス那賀の森川支配人からは「クルマに乗れなくなったらバスを利用する」という声をよく聞くものの、バスに乗るには家からバス停まで移動する必要があり、クルマに乗れなくなった時点で

その移動ができなくなっている可能性がある。事前にバス等の利用に慣れてもらうことが大切だ、という指摘がありました。こうした事業者の立場に対し、貴志川線の未来を「つくる」会の濱口代表も、貴志川線運営委員会に関わるなかで、住民が如何に公共交通に関わるかが大切であるかを実感したと、紀の川市での今後の取り組みに期待を示しました。



みんなでつくる情報板 わかやまイベントボード

●無料健康セミナー

簡単なストレッチを中心としたセミナーです。
日時 2月18日(日) 13:00～15:00
場所 和歌山ビッグ愛 6階スパシンルーム
講師 奥幸博さん
定員 20名(要申し込み)
問い合わせ・申し込み 和歌山県スポーツ振興財団 (073-435-5200・和歌山ビッグ愛)

●語り合い広場～メディア・リテラシー入門～

CMやネットを題材に男女共同参画の視点で情報を読み解く講座です。
日時 2月25日(日) 13:00～15:30
場所 和歌山県男女共同参画センター「りいぶる」
参加費 無料
定員 30名(要申し込み)
問い合わせ・申込み 和歌山県男女共同参画センター「りいぶる」(073-435-5245、FAX 073-435-5247、メール libre@sirius.ocn.ne.jp)

●女性のための行政なんでも相談所

総務大臣に委嘱された行政官

談話委員がセクハラ、DV、登記、年金、生活保護等に関する相談に応じます。予約不要、秘密厳守。
日時 2月27日(火) 13:30～16:00
場所 和歌山市男女共生推進センター(あいあいセンター)6階和室
相談料 無料
問い合わせ 総務省和歌山行政監視行政相談センター(073-431-8221)

●おとなの仕事 LABO

地元企業が講師になり、地域の若者が学び交流する場。今回のテーマは「営業」。
日時 3月3日(土) 13:00～15:00
場所 LUIDA(和歌山市十二番丁9番地・リヴァージュ十二番丁201)
参加費 500円(軽食代)
対象 35歳以下の方(要申し込み)
問い合わせ ワーク・カフェ(メール workcafe.owners@gmail.com)
申し込み・問い合わせは専用ページから <http://kokucheese.com/event/index/505947/>



第2回 NPOとは?②

「NPO」という言葉が日本で聞かれるようになったのは1990年代と言われています。社会が成熟期に入り、市民のニーズが多様化・複雑化するなかで、行政がカバーできる範囲に限界が見え始めた頃でもあります。イギリスやアメリカなど欧米のいくつかの国で見られる、行政だけではなく市民が公共的サービスを提供するNPOの存在が日本でもクローズアップされるようになりました。

日本でNPOという言葉が広まった大きなきっかけは1995年1月17日に発生した「阪神・淡路大震災」です。被災地には全国から多くのボランティアが駆けつけ、避難所の運営支援、仮設住宅での生活支援など様々な活動に従事しました。兵庫県のみならず震災から1年間に被災地で活動したボランティアは約138万人、1997年6月までの2年半では約167

万人にのぼり、「ボランティア」という言葉が一気に身近なものになりました。この1995年は「ボランティア元年」と呼ばれます。

一般にボランティアは個人の「社会に貢献したい」という意識からはじまる活動ですが、同じ意識を持つ方が集まって組織化することで、より継続的にボランティア活動が展開できるようになった側面もあります。ところが、このような「ボランティア団体」には法人格がありませんので、事務所を借りる、活動資金を集める銀行口座を開設する、電話回線を設置するなど様々な契約行為は「団体の代表者個人」でないとできません。したがって何か不測の事態が発生すると代表者個人に責任が集中してしまうというデメリットがありました。阪神・淡路大震災被災地の復興の過程でもこの課題が大きく指摘され、継続的に活動する民間の公益活動団体に法人格を付与すべき、という機運が高まりをみせました。

90年代後半になると、全国のNPO・ボランティア団体が幅広く連携し、法制化に向けた動きがますます強まります。全国各地から国会請願も活発に行われただけでなく、与野党問わず当時のすべての政党がNPO議員連盟に参加し、主体的に法案作成に携わる

など、それまでなかった取り組みに発展。紆余曲折はありましたが、1998年12月に「特定非営利活動促進法(NPO法)」が施行され、民間の公益活動団体の法人化が実現することになりました。

当時の社団法人や財団法人などの公益法人が行政の「認可制」だったのに対して、NPO法人は法律に定められた手続きを経ていけば原則として設立を認めなければならない「認証制」となるなど、NPO法には既存の制度にはない画期的な試みがたくさん盛り込まれました。情報公開の原則のもとに基本的には性善説に立っているのも大きな特徴です。

このNPO法の成立・施行により、多くの民間公益活動団体が法人格を得ることができるようになりました。

【今回のポイント】

- ・阪神・淡路大震災がボランティアをより身近なものに
- ・法人格の必要性が叫ばれるようになり、活動の担い手と全政党参加による議員連盟が連携しNPO法が成立



このほかの情報もたくさん掲載!
「わかやまイベントボード」
URL <http://eventboard.shiminjuku.jp/>